

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	14 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和52年1月から同年4月まで  
②昭和57年4月から60年2月まで

申立期間①については、私は、同居していた母親に国民年金保険料を預け、母親が、その当時、A区の自宅へ来ていた集金人に、保険料を払っていた。

また、申立期間②については、B区役所C出張所で国民年金の手続を行い、集金人に国民健康保険と一緒に払っていた。確定申告の際には、国民年金保険料の控除申請をしていた。未納となっていることに納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①については、4か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を預かり、集金人に申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和46年8月16日に36年4月から37年6月までの期間の保険料を第1回目の特例納付により納付し、申立期間当時は、国民年金に任意加入して保険料をすべて納付しているなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を自分の保険料と一緒に納付していたものとみても不自然ではない上、申立人の国民年金手帳記号番号は52年2月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行いながら、保険料を未納のまま放置していたとは考え難く、申立内容は基本的に信用できる。

2 申立期間のうち、②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は昭和 57 年 4 月に B 区役所 C 出張所で国民年金の手続を行い、その後は、集金人に国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付していたと主張しているが、D 市においては、国民年金と国民健康保険の集金人は別人であり、同市の保険料収納実態と相違している上、同市においては、同年 4 月からは納付書を被保険者に郵送し、被保険者が金融機関等で自主的に納付する方法になっていることが確認されており、申立内容は不自然である。

さらに、D 市が保管する国民年金収滞納リストにおいて、申立人は昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は「資格喪失」と記載されており、当時、申立期間は未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、同年 4 月から 60 年 2 月までについては、「納付なし」とされている。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年1月から40年3月まで

私は、昭和36年3月にA市からB区に転居した。同年4月にB区役所C支所の職員が自宅に勧奨に来たので、国民年金に加入し、国民年金保険料を支払っていた。未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和39年4月から40年3月までについては、当時、社会保険庁の通知において、6年4月1日までに生まれた者のうち、昭和39年度及び40年度に係る国民年金保険料が未納となっている者に対し、41年度末までに納付書を作成し、納付勧奨することとされていたことから、昭和2年11月生まれである申立人はこれに該当したものと推認でき、申立人は昭和40年度分の過年度保険料を昭和41年12月12日に納付していることが確認できることから、昭和39年度についても同様に過年度納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間②のうち、昭和39年1月から同年3月までについては、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の該当欄に検認印が無い上、上記の通知が発出された41年7月時点において、当該期間の国民年金保険料は既に時効であり、申立人は保険料を納付することはできなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険

料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち①については、申立人は、昭和 36 年 4 月に B 区役所 C 支所職員の勧奨により、国民年金に加入し集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は 38 年 1 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、申立人が所持している同年同月 18 日付け発行の国民年金手帳において、昭和 36 年度の印紙検認台紙が社会保険事務所で手帳作成時に切り離したことを示す「契」印が有り、37 年度についても保険料を収納したことを示す検認印が無く昭和 39 年 2 月の検認印により切り離されていることが確認できることから、集金人に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで

私は、昭和42年に開業した呉服小売業の確定申告を44年から行っており、保管している44年から47年の確定申告書の控えでは、国民年金保険料の支払額を申告しているため、申立期間の保険料を納付したはずであるので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入以降60歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和50年4月から平成12年4月までは付加保険料も納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年8月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該期間は、過年度分保険料として納付することが可能な期間である上、申立人は、42年に呉服小売業を開業し、申立人の母親を44年から、申立人の妻を45年から事業専従者として確定申告を行っており、申立人が所持している46年分及び47年分の確定申告書（控え）に記載されている国民年金保険料額は、この3人分の保険料額と概ね一致していることから、申立人夫婦と申立人の母親の保険料であるものと考えられ、申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和44年6月から46年3月までの国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付に

よることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、ほかに申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人が所持する昭和44年分及び45年分の確定申告書（控え）に記載されている国民年金保険料額は、35歳以上の一人分の保険料額であり、申立人は、当時35歳未満であることから、43年6月から国民年金に加入している申立人の母親の保険料額であるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び同年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで

私は、私の夫が昭和42年に開業した呉服小売業の仕事を手伝っており、夫が保管している44年から47年の確定申告書の控えでは、国民年金保険料の支払額を申告しているため、申立期間の保険料を納付したはずであるので、再調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入以降、平成15年1月まで346か月の国民年金保険料を納付しているとともに、昭和50年4月から平成11年9月までは付加保険料も納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び同年11月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年5月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間である46年4月から同年10月までを除き、当該期間は、過年度分保険料として納付することが可能な期間である上、申立人の夫は、42年に呉服小売業を開業し、申立人及び義母を事業専従者として44年から確定申告を行っており、申立人の夫が所持している46年分及び47年分の確定申告書（控え）に記載されている国民年金保険料額は、この3人分の保険料額と概ね一致していることから、申立人夫婦と申立人の義母の保険料であるものと考えられ、申立人は、当該期間の保険料を納付したも



のとみるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和44年6月から45年12月までの国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、ほかに申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年10月まで厚生年金保険に加入しており、制度上、国民年金に重複加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫が所持する昭和44年分及び45年分の確定申告書（控え）に記載されている国民年金保険料額は、35歳以上の一人分の保険料額であり、申立人は、当時35歳未満であることから、43年6月から国民年金に加入している申立人の義母の保険料額であるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び同年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私は、昭和46年7月ごろ現住所地で喫茶店を始めた。そのころ、集金人を通じて国民年金に加入し、集金人や金融機関で国民年金保険料を納付したと記憶している。また、50年ごろに集金人が持参した縦9センチ、横20センチ前後の白色の納付書により、保険料を納付した記憶が有る。納付額ははっきりと記憶していないが、1か月分の保険料額は、その当時のコーヒー代の3倍ぐらいだったと思う。税理士の指導で青色申告していたが、当時の資料等は廃棄したため無いが、改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までについては、申立人は、申立期間後の50年4月から平成11年1月までの期間の国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月に払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、当該期間については過年度納付が可能であり、当時、申立人が居住していたA市では、納付することが可能な過年度分の保険料についても、納付するよう勧奨するのが通例であったとされていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

また、申立人は、昭和50年ごろ、集金人が持参した白色の納付書により当該期間の国民年金保険料を納付したとしており、納付に使用したとする納付書の大きさや色についての記憶も具体的であるなど、申立内容

は基本的に信用できる。

一方、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までについては、申立人が国民年金に加入した時点では、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人が当該期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年11月まで

私は、昭和53年に勤務先を退職後、妻の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、毎月、A町の自治会から集金人が来て妻と二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は二人分まとめて同町役場で納付したと記憶しており、未納期間が有るのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除く、国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付期限内に納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から同年11月までについては、申立人は、53年に勤務先を退職後、申立人の妻の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立人夫婦二人分の国民年金保険料をまとめてA町役場（現在は、B市）で納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年1月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、現年度保険料である当該期間の保険料を同町役場で納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和53年5月から54年3月までについては、申立人は、当該期間の国民年金保険料をA町役場で納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時点では、当該期間の保険料を納付するには、過年度分保険料として、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなり、同町役場で納付したとする主張は不自然である。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年11月まで

私の夫が、昭和53年に勤務先を退職後、国民年金加入手続きを一緒に行ってくれた。その後は、毎月、A町の自治会から集金人が来て、二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、夫が二人分まとめて同町役場で納付したと記憶しており、未納期間が有るのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間及び第3号被保険者期間を除く、国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付期限内に納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から同年11月までについては、申立人は、その夫が53年に勤務先を退職後、申立人の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立人夫婦二人分の国民年金保険料をまとめてA町役場（現在は、B市）で納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年1月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の夫は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、現年度保険料である当該期間の保険料を同町役場で納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和53年12月から54年3月までについては、申立人の夫が、当該期間の国民年金保険料をA町役場で納付したと主張しているが、申立人の夫が国民年金に加入した時点では、当該期間の保険料を納付するには、過年度分保険料として国庫金納付書により金融機

関等で納付することとなり、同町役場で納付したとする主張は不自然である。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私は、厚生年金保険から国民年金への切替え手続を数回行っているが、いずれも未納とされる期間は無く、申立期間についても、妻は国民年金保険料を納付している。常に妻と同日に納付してきたので、私が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替え手続についても適切に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻と一緒に納付したとしており、申立人の妻は平成4年7月10日に過年度納付しているが、この過年度納付は、申立人が同年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、申立人の妻が、同日に第3号被保険者から第1号被保険者と資格が変更されたことに伴い可能となったものであり、申立人が国民年金第1号被保険者となったことが前提となる上、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の保険料は、すべて申立人の妻と同日に納付されていることが確認でき、申立人が申立人の妻と一緒に保険料を納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月

私は、国民年金の集金人に勧められ、昭和47年4月6日に任意の資格で国民年金の加入手続を行い、同年4月から6月までの国民年金保険料3か月分を、国民年金手帳に印紙を貼り付け検認印を押印する方法で、47年7月25日に納付した。

ところが平成20年初めごろ、社会保険事務所で国民年金の納付記録を照会したところ、昭和47年4月分が納付済期間として記録されていないことがわかり、社会保険事務所に問い合わせたところ、同年4月から6月までの国民年金保険料3か月分を、同年7月25日に納付したことは私が所持する国民年金手帳から確認できるが、同手帳には国民年金の任意の資格取得日は同年5月6日と記載されているため、資格取得日前の月分の保険料は、さかのぼって納付できないことから、同年4月分の保険料は納付済期間として認められず、当該期間の保険料は還付する旨の説明を受けた。

私の記憶では国民年金の加入手続を行ったのは昭和47年4月6日である。調査の上納付済期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和47年5月に国民年金へ任意加入する以前の保険料であり、本来納付することができない申立期間の国民年金保険料を、昭和47年7月25日に納付したことを示す検認印が、申立人が所持する国民年金手帳に押印されていることが確認できるが、A社会保険事務所では、申立人に平成19年10月11日に指摘されるまでそのことに気付かず、申立人の国民年金への加入が昭和47年5月6日に任意資格によるものであること

から、同年4月の国民年金保険料を誤って収納していたことを平成20年2月5日付けの申立人に対する回答文書で認めており、この保険料について、還付された事実が認められないことから、申立人が任意加入した月の前月である申立月の保険料を納付し、長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかである。

また、誤って収納した国民年金保険料については還付すべきものであり、調査の結果、還付した記録が確認できなかったため、今回還付とするA社会保険事務所から申立人に対する上記の回答は、申立期間の保険料を適正に納付していたと長年確信していた申立人の心情に鑑みれば、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立期間①に係る資格喪失日（昭和59年9月25日）及び資格取得日（昭和59年10月15日）並びに申立期間②に係る資格喪失日（昭和60年7月18日）及び資格取得日（昭和61年2月1日）についての記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月25日から同年10月15日まで  
② 昭和60年7月18日から61年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、昭和59年9月及び60年7月から61年1月までの合計8か月間について加入期間が空白になっていることが判明した。自分は59年3月から62年2月までB国の同社の現地法人に外向していたが、その間も日本の本社から報酬を受けており、継続して厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和57年3月1日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、59年9月25日に資格を喪失した後、同年10月15日に同事業所において再度、資格を取得、さらに60年7月18日に再度資格を喪失した後、61年2月1日に三度資格を取得しており、59年9月及び60年7月から61年1月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及び複数の元同僚の供述により、申立人が申立期

間においてA株式会社に在籍のままB国に出向し、同社現地法人の副社長として継続勤務していたことが推認できるほか、当該複数の元同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かったことを供述している。

また、申立期間当時に給与事務を担当していた元総務部長は、申立期間を含むB国勤務期間中の厚生年金保険料について、申立人が帰国後、賞与から数回に分割して控除したと思われる旨供述している。

さらに、申立人と同様に海外赴任していた従業員としてC国に勤務した者がいるが、当該従業員については現地にある他社への完全な出向であり、海外に勤務していた全期間について厚生年金保険の加入記録が無く、給与も現地の会社から全額支給されていたとのことから、申立人とは異なる取扱いであったことが推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年9月及び60年7月から61年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和44年8月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月7日から同年10月20日まで

株式会社Bに入社以来、一度も休職や退職をしたことも無く、継続して勤務してきたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。A株式会社に転勤したのも、同じ会社内での異動であって、申立期間は確かに同社で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の保管する平成14年分退職所得の源泉徴収票及び同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和44年8月7日に株式会社BからA株式会社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Bにおける昭和44年10月の社会保険庁の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社において、申立人が雇用保険及び厚生年金保険の被保険者となったのは、各々、昭和44年10月1日、同年10月21日と同時期とみられる日付であることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出したことが推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告

知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和50年12月13日の法人化以前は個人事業所。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から48年9月までは8万円、同年10月から53年10月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで

A株式会社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。当時のいきさつは、当時の同僚がすべて知っている。

会社で同じ仕事をしていたB氏が厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を所持しており、自分も同様に控除されていたはずなので、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所における複数の同僚が、「申立人は金属板金職人であり、申立期間における給与明細書を所持している同僚と同じ仕事を継続して行っていた。」と供述しており、昭和47年5月から厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を所持している同僚も、「申立人と同じ仕事をしており申立人は継続して勤務していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人は、当該事業所において申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書の保険料控除額から、昭和47年5月から48年9月までは8万円、同年10月から53年10月までは11万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和53年11月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、複数の同僚の供述によれば、申立期間において10名以上の従業員を雇用し、建築板金金物業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る資格喪失日（昭和40年9月5日）及び資格取得日（昭和41年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和40年9月は1万6,000円、同年10月から41年9月までの期間は1万8,000円、同年10月の1か月間は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月5日から41年11月1日まで

私は昭和36年9月10日から45年10月1日までA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。私は当該事業所に途切れること無く勤務し、社会保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和36年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年9月5日に資格を喪失後、41年11月1日にA株式会社において再度資格を取得しており、40年9月5日から41年11月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の複数の同僚は、「申立期間において、申立人は確かに当該事業所に勤務していた。」と供述しており、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることから、申立期間において申立人が正社員として勤務していたことが推認される。

また、雇用保険の加入記録及び申立期間に被保険者記録のある申立期間当時の事業主の親族が、「申立人は、昭和36年9月から住み込みで勤務し、そ

の後 45 年 10 月に退職するまで途切れることなく勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和 40 年 9 月は 1 万 6,000 円、同年 10 月から 41 年 9 月までの期間は 1 万 8,000 円、同年 10 月の 1 か月間は 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 9 月から 41 年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年6月30日まで

昭和27年3月から定年退職する平成8年12月までA株式会社（現在は、C株式会社。以下同じ。）に継続して勤務していたが、同社D工場から同社B工場に異動した昭和30年5月21日から同年6月30日の厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。私の所持する同事業所発行の人事記録には途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和30年5月21日にA株式会社D工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の人事記録及び複数の同僚の供述によれば、当該事業所は申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満

たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成12年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月29日から同年5月1日まで

私は平成11年11月1日から12年4月末日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、同年4月の1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は当該事業所に同年4月末日まで勤務し、厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る給与明細書も所持しているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、株式会社Aに平成12年4月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため当該事業所の清算人である事業主の妻に確認するも証言を得ることができない。このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和50年12月13日の法人化以前は個人事業所。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは8万円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで

A株式会社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。当時のいきさつは、当時の同僚がすべて知っている。

厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を所持しているので、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和47年5月から同年9月までは8万円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和53年11月1日か

ら適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、複数の同僚の供述によれば、申立期間において10人以上の従業員を雇用し、建築板金金物業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から48年4月まで

私は、昭和48年5月にA市役所で国民年金への任意加入の手続を行った際、「2年間の未加入となっている期間の国民年金保険料について、さかのぼって納めることができる。」と言われたので保険料を一括して納めた。領収証書は残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の保管している国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和48年5月19日に国民年金に任意加入したことが確認でき、このことは社会保険庁の記録とも一致する上、任意加入した場合、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者になることはできず、申立期間は国民年金に未加入の期間となることから、申立期間についての国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年10月までの期間及び同年11月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から59年10月まで  
② 昭和59年11月から平成元年7月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、昭和56年11月に結婚した時、同年9月分からは未納とならないように、同年11月の初めごろ、A区役所B出張所で納付し、それ以降は集金人に支払っていた。また、申立期間②については、C区役所の集金人に夫の母親が支払ってくれていたため、申立期間が、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和56年9月から59年10月までの期間及び②のうち、同年11月から平成元年3月までの期間については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月ごろに払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、D市が国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は昭和56年9月から平成元年3月までの期間については「登載なし」とされており、同市において申立人は被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

2 申立期間②のうち、平成元年4月から同年7月までについては、D市国民年金収滞納リストにおいて、当該期間については「納付なし」とさ

れており、申立人はさかのぼって保険料を納付したとの主張は無い上、申立人は当該期間直後の同年8月から2年3月までの国民年金保険料は、社会保険庁のオンライン記録で3年9月20日に過年度納付していることが確認できることから、その時点では、当該期間は既に時効であり、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったとみるのが相当である。

- 3 申立人及び申立人の夫の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、D市においては、昭和57年4月からは集金人による集金の方法ではなく、納付書を被保険者に郵送し、被保険者が金融機関等で自主的に納付する方法になっていることが確認されており、申立内容は不自然である。

- 4 申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から50年12月まで

昭和53年か54年ごろ、A市B区役所から妻の国民年金保険料に未納が有ることを知らされ、同区役所で確認すると、私にも未納が判明したので、54年ごろ、A市のC郵便局で預金を引き出し、妻と私の2人分の未納保険料をさかのぼって、未納分全額として50万円から60万円を支払った。納付の記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は妻の分と一緒に50万円から60万円の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立期間の保険料額とは相違し、申立内容は不自然である。

なお、申立人は、昭和54年2月7日に51年1月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付したが、51年1月から同年12月までの保険料は納期限である54年1月31日後の納付であったため保険料が還付され、申立人は同年3月7日に改めて特例納付したことが、社会保険事務所が保管している特殊台帳及び申立人が所持する領収済通知書によって確認することができ、申立人は、これを誤認している可能性が考えられる。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から51年3月まで  
昭和53年か54年ごろ、A市B区役所から国民年金保険料の未納が有ることを知らされ、同区役所で確認すると、夫にも未納が判明したので、54年ごろ、A市のC郵便局で預金を引き出し、夫と私の2人分の未納保険料をさかのぼって、未納分全額として50万円から60万円を支払った。納付の記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫が、申立人の分と一緒に50万円から60万円の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立期間の保険料額とは相違し、申立内容は不自然である。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年5月まで

当時、私達夫婦はA市B区で国民年金に加入した。私の夫は、昭和46年1月に会社勤めをすることになり厚生年金保険に加入したが、私は国民年金に引き続き加入し、国民年金保険料を支払い続けた。未納とされることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和46年1月から厚生年金保険の被保険者となったが、申立人は引き続き、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び還付整理簿により、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者に45年1月25日になったことに伴い、申立人は、46年1月25日に資格喪失し、既に納付されていた同年1月から同年3月までの保険料を同年6月28日付けで還付されたことが確認でき、申立内容は不自然である。

また、申立人は、昭和47年6月にC市に転居しているが、同市の国民年金被保険者名簿において、同年同月1日付けで国民年金に再加入したことが確認でき、これは社会保険庁の記録とも一致し、申立人の申立期間は、国民年金に未加入となることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったとみるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前を含む氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年3月まで

夫が昭和43年12月に会社を退職したので、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付し、集金人が国民年金手帳に検認印を押していたのを記憶している。国民年金手帳には被保険者となった日が同年12月29日と記入してあるのに47年3月まで未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたのは47年9月であることが確認できるのに対し、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は44年1月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料を一緒に納付することはできず、申立内容は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年9月時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は時効で納付することができず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料についてA市B区役所から電話により保険料納付の督促を受けたため、平成7年6月に、同区役所の窓口でまとめて納付し、その後の保険料は月々納付している。保険料を納付したのは同区役所の2階か3階の年金窓口であり、窓口の職員の容貌など保険料を納付したときの状況をよく覚えている。未納となっているのは納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B区役所から納付勧奨を受け、平成7年6月ごろに同区役所でまとめて納付したと主張しているが、A市が国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間の保険料は未納となっており、このことは社会保険庁の記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付していなかったとみるのが相当である上、この時点で、申立期間のうち平成6年度分の保険料については、過年度分の保険料であることから、同区役所では納付することができず、これを納付するには国庫金納付書により金融機関等において納付することが必要であり、申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した後は、B区役所で月々現年度納付したと主張しているが、申立期間直後の平成7年7月から8年3月までの期間及び同年5月から9年3月までの期間の保険料は平成9年7月25日に過年度納付されていることが確認できるなど申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方でも検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの期間及び同年8月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年3月まで  
② 昭和48年8月から58年3月まで

私は、学生であった昭和47年8月ごろ、A県に住む両親が私の将来を思い国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、私が当時下宿していたB市で、市役所から送られて来る納付書で郵便局か銀行で納付を開始した。

短大卒業後、就職を機にC市へ転居し、昭和48年4月から同年7月まで厚生年金保険に加入していた期間を除き、国民年金保険料については、毎月、区役所から送られて来た納付書を使って郵便局か銀行で納付していた。

また、今回の社会保険事務所の調査で、昭和50年10月から51年5月まで、アルバイトに行っていたD電報局で厚生年金保険に加入していたことを初めて知ったが、この期間についても国民年金保険料を納付していた。記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月ごろ、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続をA県で行い、その際に交付された国民年金手帳を現在も所持していると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年5月に払い出されていることが確認でき、このころ申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施された時期では無く、申

立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い上、申立人が所持している年金手帳は、49年11月1日に施行された年金手帳の様式を定める省令により使用が開始された年金手帳であり、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、C市E区で57年1月8日以降に使用されたものであることが確認できることから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、昭和48年8月に会社を退職後、区役所から送られて来た納付書により、郵便局か銀行で国民年金保険料を納付したと主張しているが、C市では、51年3月までは、納付書による現年度保険料の収納は行っていないことが確認できる上、同市が保管する国民年金収滞納リストには申立人について同年4月から57年3月までは登載は無く、同年4月から58年3月までの保険料については未納とされており、社会保険庁の記録とも一致していることから、申立人は、58年4月から保険料の納付を開始したとみるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年9月まで

私は、申立期間当時、美容院に住み込みで働いていたため、国民年金については、雇用主に任せていた。美容院退職後、雇用主の父親から、立て替えていたとする数か月分の国民年金保険料を請求され、支払った覚えも有る。保険料は納付していたはずであるので、未納は納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の雇用主若しくは雇用主の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時、居住していたA市B区において申立期間に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市で昭和51年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもなく、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索

したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 30 日まで  
③ 昭和 43 年 1 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで  
④ 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 12 月 31 日まで

A工場に昭和 34 年 9 月から 39 年 3 月まで勤務していたが、同事業所は 35 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になっているのに私の厚生年金保険の記録は、38 年 9 月 1 日から 39 年 3 月 26 日の 6 か月しか記録されていない。また、41 年 4 月から 42 年 9 月まで B 工場に、43 年 1 月から 44 年 4 月まで C 工場に、同年 10 月から 46 年 12 月まで再度、A 工場に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、いずれも加入記録が無いとの回答を受けた。全申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に A 工場に勤務していたことは推認できるが、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であるため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができないことから、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、A工場に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人は同日において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同名簿には申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人が同じ勤務内容及び勤務形態であったとして名前を挙げた 10 人の同僚について調査を行ったところ、そのうち、4 人については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人と同様に申立期間において氏名の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 ②、③及び④の申立期間については、以下のとおり、申立てに係る事実を確認することはできない。

(1) 申立期間②について、B工場は既に解散しており、事業主の所在は不明であるため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名は記憶しておらず、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に氏名が記載されている者について調査したが、いずれも所在は不明であり、申立てについて供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号の欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間において申立人の雇用保険の記録は無い。

(2) 申立期間③について、C工場は既に適用事業所では無くなっており、事業主の所在は不明であるため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が同僚であったと主張している者の所在は不明であり、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であった従業員に照会を行ったものの、申立人について記憶は無い旨の供述をしており、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号の欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間において申立人の雇用保険の記録は無い。

(3) 申立期間④について、社会保険庁の記録によると、A工場は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、42 年 1 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、それ以後の申立期間において厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、事業主の所在は不明であり、申立人は同僚の氏名も記憶しておらず申立てに係る供述を得ることはできない。

さらに、申立期間において申立人の雇用保険の記録は無い。

- 3 申立人は、全申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて具体的記憶を有していない上、給与明細書等の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。
- 4 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 5 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月から32年3月31日まで  
② 昭和32年4月2日から35年3月31日まで

申立期間①においてA協同組合に勤務し、申立期間②においてB社に勤務した自分で記録した履歴メモを所持している。自分の記録どおり、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A協同組合は昭和53年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっているため、その妻である当時の事務担当者に、申立てに係る事実を照会したところ、これを確認できる当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料、供述は得られなかった。

また、申立人はA協同組合においてトラックの運転手として勤務していたと述べているが、当該事業所の事務担当者は、運転手については、入社後2、3か月を経てから厚生年金保険に加入させていた旨の供述をしている。

さらに、申立人は昭和32年3月31日までしかA協同組合に勤務していないと主張しているが、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は、33年5月30日であり、32年10月に標準報酬月額が改訂された記録が記載されていることから、社会保険事務所の記録に不自然な点はみられない。

加えて、上記の名簿において申立期間に勤務していたと思われる同僚の

所在は不明であるため、同僚から申立てに係る事実について供述を得ることはできない。

- 2 申立期間②については、当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主に、申立人に係る事実を照会したところ、当時の資料は保管されておらず勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人は、昭和 32 年 4 月 2 日に B 社に入社し、厚生年金保険被保険者資格を取得したと主張しているが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると同事業所において申立人と同じ 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、自分の入社は同年の 4 月か 5 月ごろであるが申立人の入社日は、自分よりも後であった旨供述している。

さらに、社会保険事務所の A 協同組合に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 33 年 5 月 30 日まで同事業所において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できるため、32 年 4 月 20 日から B 社で勤務したとする申立ては合理性に欠ける。

加えて、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、B 社は昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 4 月 2 日から 33 年 8 月 1 日までの期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

- 3 また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料を所持していない。
- 4 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集して関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
社会福祉法人Aには昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで勤務した。健康保険証も 2 年間使用した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、申立期間において社会福祉法人Aに勤務していたことが推認できるが、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

また、社会福祉法人Aに照会したところ、当該事業所の顧問をしている社会保険労務士からの回答では、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、複数の同僚に当該事業所における勤務期間及び厚生年金保険被保険者期間について照会した上で、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人とほぼ同一の期間に勤務していた同僚についても、申立人と同一日に厚生年金保険の資格を喪失している者が見られるほか、申立人と同様に、当該事業所において記憶している勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない被保険者が複数見られた。

加えて、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日に社会福祉法人Aで厚生年金保険被保険者資格を喪失したという処理が同年 8 月に行われ、同年 10 月 31 日

付の健康保険証返納の記録が確認できるほか、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、厚生年金保険の資格喪失日以降に標準報酬の改定記録も無い。

また、雇用保険の被保険者記録では、当該事業所に係る申立期間において申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月から20年11月まで

私は昭和19年6月にA県B市C養成所D科を修了後、E株式会社に配属され、同年7月にF（船名。以下同じ。）に乗船し航海したが、Fは空爆され沈没した。私はその後G国に到着し、20年1月H軍港にて帰国、同年4月にI市の専門学校に入所、同年7月に修了後、自宅待機で終戦を迎え、同年11月に自主退職したが、社会保険事務所に厚生年金保険（船員保険）の加入期間照会をしたところ、E株式会社で勤務した期間の記録が無かったので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局保管の資料から、昭和19年6月20日から20年1月16日までは、申立人はE株式会社所有の海軍徴用船Fに乗船し、傭人として嘱託採用されていたことが確認できるため、申立期間のうち、上記の期間の勤務実態については認められる。

また、上記の厚生労働省保管資料及び海軍徴備船舶船員給与規則によると、給与支払者は船主であるE株式会社であることが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、保険被保険者名簿における同社所有の船名一覧には、申立人の乗船したFの記載が無く、他船の被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は記録されておらず、申立人が記憶している同僚の氏名も、申立人と同様に記録されていない。

さらに、社会保険庁の記録によると、E株式会社は平成4年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、閉鎖登記簿謄本によれば、6年10月に解散し、代表取締役が2人記載されているが、1人は既に亡くなっており、もう1人は所在が不明であるため、他の役員で所在の確認できた1人に照会を



行ったが、回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 9 日から 41 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間においてA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）に勤務していた。従業員は、20 人程度で、同時期に入社したC氏、事務担当のD氏が在職していたことは憶えている。申立期間に係る昭和 40 年 2 月に長男が生まれ、健康保険にも加入していた。私の在職中に社長が亡くなり、その息子が入社した頃に退社したが、社長の葬儀の際には、社員代表で弔辞を読んだ。

社会保険事務所において、A社株式会社の社会保険加入が、昭和 42 年 4 月であることは説明を受けたが、当時同社は社会保険に加入していたように思うし、現在も同社が存続しているのであれば、同社に事実関係を確認していただき、私が、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から引き継ぎB株式会社が保管していた労働者名簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間のうち一部の期間については前身である個人事業所（名称不明）を経てA株式会社に勤務していたことは認められるが、社会保険庁の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、昭和 42 年 4 月 1 日であり、それ以前の申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、上記の労働者名簿によれば、申立人が退職したのは、昭和 41 年 9 月 30 日と記載されており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 42 年 4 月 1 日前に退職していることが確認できる。

さらに、A株式会社の前身事業所当時の事業主は既に亡くなっており、後継であるA株式会社においても上記労働者名簿以外に当時の資料等は保

管されていない上、現在の事業主に照会しても「会社が厚生年金保険の適用を受ける以前については、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答しているため、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、同僚に照会しても、申立人がA株式会社及び前身である個人事業所に勤務していたこと以外の厚生年金保険料控除に係る事実については、供述を得ることはできなかった。

また、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

申立人は、A社（現在は、合名会社B。以下同じ。）に昭和 39 年から 43 年 4 月ごろまで勤務していた。同社には常勤で勤務しており、同社からも 3 種類の保険について説明を受けていたことから、厚生年金保険に加入していたことは間違いないはず。厚生年金保険に加入していなかったということは、納得ができないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の現在の事業主及び従業員の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の現在の事業主に照会したところ、「当時の事業主は既に亡くなっており、経理関係等の資料が保管されていないため、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が申立期間に同僚であったと供述している4人についても、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に4人全員の記載が無いことから、当時、当該事業所においては、従業員の全てについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所における雇用保険の加入記録についても確認できない。

加えて、当該事業所に係る社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加

入記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 8 月 31 日まで  
A 県の B 社（社会保険庁の新規適用事業所時の名称、昭和 33 年 8 月 2 日法人登記後は「有限会社 C」。以下同じ。）で勤務していたが、同期入社  
の D 氏が厚生年金保険に加入となっているのに、私の加入記録が無いのは  
納得できない。昭和 36 年ごろから 38 年ごろまでは E 県に居住していたの  
で、逆算すると申立期間に勤務していたことになるので、申立期間を厚生  
年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に  
勤務していたことは推認できるが、申立人は申立期間に厚生年金保険料が  
控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、厚生年金保  
険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所  
持していない。

また、B 社は昭和 38 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっ  
ており、法人登記簿においても平成 8 年 6 月 1 日みなし解散会社になって  
いることから、現在では同事業所の実態は無い上、同事業所の事業主及び  
役員は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除  
の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する B 社に係る厚生年金保険被保険者名  
簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号  
に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が同僚として名前を挙げている 3 人のうち、2 人について  
は、厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無く、記載が有る 1 人につ

いても所在不明であるため、申立人の勤務実態に係る証言を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 51 年 11 月 26 日まで  
高校卒業後、すぐに株式会社Aに勤務していた。このことは、平成 20 年 2 月 10 日ごろに同社の社長に確認している。同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 8 月から厚生年金保険の被保険者となっているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、申立人が株式会社Aに昭和 51 年 11 月 26 日以前から勤務していたことは推認できるが、申立期間において、厚生年金保険に加入していた他の従業員と同様に、常勤職員として勤務していた事実は確認できない。

また、株式会社Aが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 51 年 11 月 26 日と記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得日と一致しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出したことが確認できる。

さらに、株式会社Aの事業主からは、申立人が厚生年金保険の資格取得日以前から働いていたことは事実であるが、当時の事務担当者は既に亡くなっており、関連資料も保管されておらず、申立期間において常勤職員として働いていたかどうかは不明である旨の回答を得ており、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに



関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 20 日から 33 年 1 月 1 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 39 年 6 月 14 日から 46 年 5 月 20 日まで  
(株式会社 B)

私は、昭和 32 年 4 月から同年 12 月末までの期間、A 株式会社勤務しており、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、同年 5 月 20 日付けで被保険者資格を喪失したと記録されているとの回答を受けたことに納得できない。

また、昭和 33 年 1 月から 37 年 11 月まで C 株式会社勤務した期間及び 38 年 4 月から 39 年 2 月まで株式会社 B に勤務した期間については、長男出産のために退職した後、同年の春ごろに脱退手当金を請求し、銀行振込で約 3 万円を受領したが、同年 6 月から 46 年 5 月まで株式会社 B に勤務した期間については、脱退手当金は請求していない。

さらに、脱退手当金裁定請求書の筆跡は私のものではなく、また、同請求書では、夫が代理受領したことになっているが、これについては、平成 4 年に社会保険事務所に行った時、担当者に促されて署名捺印したものであり、昭和 46 年当時のものではない。

以上について、調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の証言により、申立人が A 株式会社にお

いて勤務していたことは推認できるが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、A株式会社は、平成17年10月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、19年6月20日に破産しているため、破産時の事業主及び破産管財人に対して照会したが、申立期間に係る勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除していた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社の被保険者名簿によると、昭和32年5月20日に資格喪失した後の申立期間について、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の領収欄には、昭和46年7月16日付けで、申立人の夫が、申立人の委任を受けて代理で受領したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、申立人は、申立期間前のC株式会社（昭和33年1月1日から37年11月27日まで）及び株式会社B（昭和38年4月15日から39年2月26日まで）に勤務していた期間の脱退手当金は受給したが、申立期間②の株式会社Bに勤務していた期間については、脱退手当金を受給していないと主張しているが、社会保険事務所に保管されている脱退手当金裁定請求書では、上記のすべての期間について脱退手当金を請求していることが確認できることから、申立期間②だけ受給していないとする申立人の主張は不自然である。

さらに、株式会社Bの被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和46年7月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 13 日から 45 年 9 月 1 日まで  
平成 18 年 6 月に、申立期間について照会申出書を A 社会保険事務所へ提出したところ、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、株式会社 B（現在は、株式会社 C。）を退職した昭和 45 年 9 月当時、脱退手当金の請求書を紛失したので、脱退手当金の請求手続を行わなかった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る 22 人の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 19 人について資格喪失日の約 1 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の同僚は「退職時に事業主から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業主が代行していた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 10 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月27日から30年7月22日まで  
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みとの回答をもらったが、私は受領した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和30年8月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A株式会社B工場の被保険者名簿の女性のうち、申立人の記載されているページ及び次のページに記載されている者で脱退手当金の受給資格が有る18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち12人について資格喪失日の約1か月から3か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、A株式会社B工場の厚生年金保険被保険者期間について、当時の社会保険庁の記録では、生年月日が昭和8年C月D日と誤っていることはおかしいと供述しているが、申立期間当時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号Eの被保険者台帳記号番号払出票、同事業所の被保険者台帳及び被保険者名簿において、申立人の生年月日は「昭和8年C月D日」と記載されており、同払出票、被保険者台帳及び被保険者名簿には、生年月日に係る変更の記録が無いことから、資格取得時に誤って届けられ

たものと推認でき、事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる13人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 12 月 1 日まで  
戦時中の徴用により A 株式会社の B 課で事務の仕事をしていたが、退職の際は、それまで働いていた給料をもらっただけで、ほかに何ももらった記憶は無く、当時は年金という制度があることも知らなかった。  
脱退手当金を受け取っているとのことであるが、私は請求した記憶も受領した記憶も無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号(旧法)）第 49 条ノ 3 に基づく脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。）であるが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 7 か月後の昭和 21 年 7 月 16 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚についても、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 6 日から 33 年 3 月 1 日まで  
申立期間について、昭和 33 年 6 月 12 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、A 合資会社を退職後、同年 4 月 4 日に結婚して住所も変わっており、脱退手当金を受け取れるはずがないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 6 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、昭和 32 年 12 月 2 日保業発第 186 号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年 10 月 2 日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は 33 年 3 月 1 日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 26 日から 39 年 4 月 3 日まで  
申立期間の脱退手当金については、受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号と、申立期間の約1年後に被保険者資格を取得している別の事業所での被保険者期間とは別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和39年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。